

総行公第 80 号
総行安第 42 号
令和 7 年 6 月 25 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（人事担当課、安全衛生担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局 長
（人事担当課、安全衛生担当課扱い）
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長
（ 公 印 省 略 ）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する
特別措置法等の一部を改正する法律について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 6 月 11 日に成立し、同月 18 日に公布されました。

改正法においては、学校における働き方改革の更なる加速化に向けて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会に対して、当該教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）の策定、当該計画の実施状況の公表等が盛り込まれたところです。

これに伴い、文部科学省から各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市・中核市市長、各指定都市教育委員会教育長等に対して別添のとおり通知がありましたのでお知らせするとともに、学校現場に対して労働基準監督機関の職権を持つ人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長。以下「人事委員会等」という。）及び地方公共団体におかれては、改正法の趣旨及び内容について御了知いただき、特に下記の事項を踏まえ、適切に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村に対しても周知していただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条（技術的助言）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 労働基準監督機関としての職権の行使について

改正法の成立にあたっては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会におい

て「労働基準監督機関の権限を行使する人事委員会及び人事委員会を置かない場合の地方公共団体の長は、教育委員会が教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと。」との附帯決議がそれぞれ付されていることも踏まえ、人事委員会等におかれては、地方公務員法第58条第5項の規定による職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使について、引き続き適切に対応いただきたいこと。

2 教育委員会との連携について

今後、文部科学省において改訂される指針（改正法による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の業務量管理・健康確保措置に関する指針をいう。）の内容や、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等及び実施状況の公表に際し、総合教育会議に報告されることも踏まえ、引き続き学校現場において適正な勤務条件が確保されるよう、教育委員会と連携して適切に対応いただきたいこと。

なお、当該指針の改訂に当たっては、別途文部科学省が通知を行う予定であり、当該通知を踏まえ、別途通知を行うこととしているのでご留意いただきたいこと。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立し、公布されましたので、お知らせします。

7 文科初第 7 9 3 号
令和 7 年 6 月 1 8 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市市長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官
藤 原 章 夫

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
等の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号。以下「給特法等一部改正法」という。）が、本年 6 月 18 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日（一部の規定については、公布の日又は令和 8 年 1 月 1 日）から施行されることとなりました。

この法律は、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めるため、

- ・ 教育職員のサービスを監督する教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び当該計画の実施状況の公表等の義務付け
- ・ 学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を担う「主務教諭」の職の創設
- ・ 教職調整額の基準となる額について、給料月額 4 % から 10 % への引上げ
- ・ 教師の職務や勤務の状況に応じた義務教育等教員特別手当の支給を実現するための規定の整備

などの措置を一括して講ずるものです。

給特法等一部改正法の内容、施行期日等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、施行期日に向けて必要な準備を進めていただくなど、適切に御対応くださいますようお願いいたします。なお、この法律に関しては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、給特法等一部改正法の趣旨及び内容を周知していただくとともに、首長部局にも共有いただき、連携して学校における働き方改革の一層の推進、主務教諭の適切な配置及び教師の処遇改善等に努めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）区町村教育委員会に対して、給特法等一部改正法の趣旨及び内容を周知していただくよう配慮願います。その際、市区町村教育委員会に対しても、給特法等一部改正法の趣旨及び内容を当該市区町村の首長部局にも共有することを促していただくようお願いいたします。

加えて、同法第2条の規定による主務教諭の職の創設については、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を設置する国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対して、本改正の趣旨及び内容を周知していただくよう配慮願います。

なお、給特法等一部改正法については、関係資料とともに文部科学省のホームページに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

記

第1 給特法等一部改正法（本則）の内容

1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正

（1）学校における働き方改革の更なる加速化に向けて教育委員会が講ずべき措置

- ① 教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（以下「業務量管理・健康確保措置」という。）の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。 （第8条第1項関係）

- ② 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項について定めるものとする。こと。（第8条第2項関係）
- ③ 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。こと。（第8条第3項関係）
- ④ 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。こと。（第8条第4項関係）
- ⑤ 都道府県の教育委員会は、市町村（特別区を含み、指定都市を除く。）の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画（県費負担教職員に係る部分に限る。）の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。こと。（第8条第5項関係）

（2）教師の処遇改善

- ① 公立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額の基準となる額について、幼稚園の教育職員を除き、教育職員の給料月額額の100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に引き上げること。この引上げは、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行うこと。（第3条第1項及び附則第2項関係）
- ② 指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）について、教職調整額を支給しないこととするとともに、地方公務員法第58条第3項の規定の適用について必要な読替規定を定めること。（第3条第1項及び第5条関係）

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正

（1）学校における働き方改革の更なる加速化に向けて学校が講ずべき措置

公立の義務教育諸学校等は、学校教育法第42条第1項の規定により、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずるに当たっては、当該措置が業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならないものとする。こと。（第42条第2項関係）

（2）組織的な学校運営及び指導の促進に向けた主務教諭の職の創設

主務教諭を幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に置くことができるものとし、その職務は、児童の教育等をつ

かさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うこととすること。（第 27 条、第 37 条、第 60 条及び第 69 条関係）

3 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の一部改正

義務教育等教員特別手当について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める、校長及び教員が分掌する校務類型に応じて支給することとし、その額は校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して条例で定めることとすること。（第 13 条第 2 項関係）

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正

学校運営協議会が置かれている公立の義務教育諸学校等において、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針について、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めるものとする。（第 47 条の 5 第 4 項関係）

5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の一部改正

主務保育教諭等を幼保連携型認定こども園に置くことができるものとし、その職務は、園児の教育及び保育等をつかさどり、及び命を受けて幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行うこととすること。（第 14 条関係）

6 その他関係法律の一部改正

主務教諭及び主務保育教諭等の職の創設に伴い、下表の左欄に掲げる各法律の下表の中欄に掲げる各条項について、下表の右欄を内容とする改正を行うこと。

法律名	条項	改正の内容
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）	第 2 条第 2 項	「教育職員」の定義に主務教諭を加える。
市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）	第 1 条、第 2 条、附則第 3 項	都道府県が給与費を負担する市町村立学校の職員に主務教諭を加える。
教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）	第 2 条第 2 項	「教員」の定義に主務教諭及び主務保育教諭等を加える。
	第 23 条第 2 項	初任者研修における指導教員を命じることができる者に主務教諭及び主務保育教諭を加える。

	第 24 条第 1 項、附則第 6 条	中堅教諭等資質向上研修の対象者に主務教諭及び主務保育教諭を加えるとともに、教諭等と併せて、新たに「中堅教諭等」の定義を設ける。
	第 26 条第 1 項	大学院修学休業をすることができる者に主務教諭及び主務保育教諭を加える。
教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）	第 2 条第 1 項	「教育職員」の定義に主務教諭及び主務保育教諭等を加える。
	第 3 条第 2 項～第 5 項	主務教諭が有するべき免許状の種類を定める。
	第 9 条の 2	二種免許状を有する主務教諭は、一種免許状の授与を受けるように努めるものとする。
	第 16 条の 5、第 17 条の 2、第 17 条の 3、附則第 2 項、附則第 14 項、附則第 15 項、附則第 16 項、附則第 19 項	教諭の免許状保有者について定められている相当免許状主義の例外規定について、主務教諭にも適用する。
	附則第 17 項、別表第 3、別表第 6、別表第 6 の 2、別表第 8	教諭等としての在職年数の算定に当たり、主務教諭及び主務保育教諭としての経験年数の算入方法を定める。
学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）	第 5 条第 2 項	司書教諭として充てることができる者に主務教諭を加える。
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和 28 年法律第 238 号）	第 5 条	定時制通信教育手当の支給対象に主務教諭を加える。
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和 29 年法律第 157 号）	第 2 条第 2 項	「教育職員」の定義に主務教諭を加える。
農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和 32 年法律第 145 号）	第 2 条	「教員」の定義に主務教諭を加える。
	第 3 条	産業教育手当の支給対象に主務教諭を加える。
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和 30 年法律第 125 号）	第 2 条第 2 項	「教職員」の定義に主務教諭及び主務保育教諭等を加える。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）	第 2 条第 3 項	「教職員」の定義に主務教諭を加える。
	第 7 条第 1 項、第 3 項	小中学校等の主務教諭の定数を教頭教諭等定数において算定する対象とする。
	第 8 条	養護をつかさどる主務教諭の定数を養護教諭等定数において算定する対象とする。
	第 8 条の 2	栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭の定数を栄養教諭等定数において算定する対象とする。
	第 11 条第 2 項	特別支援学校の主務教諭の定数を教頭教諭等定数において算定する対象とする。
	第 17 条第 1 項	算定した定数を換算することのできる短時間勤務の職を占める者に主務教諭を加える。
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）	第 2 条第 1 項	「教職員」の定義に主務教諭を加える。
	第 9 条第 1 項	主務教諭の定数を教頭教諭等定数において算定する対象とする。
	第 10 条	養護をつかさどる主務教諭の定数を養護教諭等定数において算定の対象とする。
	第 23 条第 1 項	算定した定数を換算することのできる短時間勤務の職を占める者に主務教諭を加える。
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 年法律第 77 号）	第 15 条	主務保育教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭が有する資格について定める。
	第 40 条	資格を有さない者を主務保育教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭に任命又は雇用した者や、資格を有せずに主務保育教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭となった者に対する罰則を定める。
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）	附則第 5 条第 1 項	主務保育教諭の資格の特例として、幼稚園の教諭の免許状を有していること又は保育士としての登録を受けていることのいずれか一方を満たしていれば、主務保育教諭となることができるものとする。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備	第 2 条、附則第 1 条	令和 9 年 4 月 1 日をもって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に規定す

に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）		る主務保育教諭の資格に係る特例を廃止する。
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）	第 2 条第 4 項	「教員等」の定義に主務教諭、主務保育教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭を加える。

第 2 給特法等一部改正法（附則）の内容

1 施行期日（給特法等一部改正法附則第 1 条関係）

給特法等一部改正法は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、以下の規定については、それぞれ以下に示す期日から施行すること。

（1）公布の日（令和 7 年 6 月 18 日）

給特法等一部改正法附則第 3 条から附則第 5 条まで

（2）令和 8 年 1 月 1 日

- ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 3 条第 1 項、第 5 条、第 6 条、附則第 2 項
- ・ 市町村立学校職員給与負担法第 1 条（「時間外勤務手当（」の下に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者、」を加える部分に限る。）
- ・ 教育公務員特例法第 13 条第 2 項
- ・ 給特法等一部改正法附則第 2 条、附則第 6 条及び附則第 7 条

2 経過措置（給特法等一部改正法附則第 2 条関係）

給特法等一部改正法の施行の際に、現に指導改善研修被認定者に該当している者については、教育公務員特例法第 25 条第 4 項の認定を受けるまでの間、給特法等一部改正法による改正前の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、引き続き、当該指導改善研修被認定者の給料月額 100 分の 4 に相当する額の教職調整額を支給するものとする。

また、当該指導改善研修被認定者に係る労働基準法の規定の適用については、給特法第 5 条第 1 項が適用されるものとする。

3 政府の措置

(1) 時間外在校等時間の削減に関する措置（給特法等一部改正法附則第3条関係）

政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、「一箇月時間外在校等時間」を平均30時間程度に削減することを目標とし、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 公立の義務教育諸学校等の教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること
- ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと
- ③ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること
- ④ 公立の義務教育諸学校等の教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること
- ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと
- ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、公立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の削減のために必要な措置

また、「一箇月時間外在校等時間」とは、以下の①に掲げる時間から②に掲げる時間を除いた時間として、給特法第7条第1項に規定する指針で定める時間というものであること。

- ① 1か月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間
- ② 給特法第6条第3項各号に掲げる日（※）（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第15条の規定に相当する条例の規定による代休日が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（給特法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）

（※）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）や年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。）

(2) 公立の中学校における35人学級の実現に関する措置（給特法等一部改正法附則第4条関係）

政府は、公立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和8年度から35人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 検討規定

(1) 教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置（給特法等一部改正法附則第5条関係）

政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、その管理職手当を受ける教育職員（以下「公立学校の管理職員」という。）が重要な役割を果たすことに鑑み、公立学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会による当該教育職員のそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置（給特法等一部改正法附則第6条関係）

政府は、この法律（令和8年1月1日施行の規定に限る。）の施行後2年を目途として、公立の義務教育諸学校等（幼稚園を除く。）の教育職員の勤務の状況について調査を行い、その結果に基づく勤務環境その他の勤務条件に関する状況、人材確保の動向並びに給与及び報酬等に要する経費についての財源の確保の状況その他の事情を勘案し、当該教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、教職調整額に係る率の変更を行うことを含め、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 幼稚園の教育職員の処遇の在り方（給特法等一部改正法附則第7条関係）

政府は、公立の幼稚園の教育職員については、給特法に定める給与その他の勤務条件に関する特例の適用を受けるとともに、保育所及び幼保連携型認定こども園の職員と同様に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づいて処遇の改善に資するための措置が講じられていることに鑑み、その処遇の在り方に関し、他の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する制度との整合性を確保しつつ保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の処遇との均衡を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第3 留意事項

この法律の施行に当たって留意すべき事項については、別途通知すること。

教師の処遇改善については、各都道府県・指定都市において、令和8年1月1日からの施行に向け、給与条例の改正や給与システムの改修等が必要になるため、

所要の準備を進めていただきたいこと。また、文部科学省としては、今後、教育公務員特例法第 13 条第 2 項の規定に基づく文部科学省令の制定等を予定していること。

学校における働き方改革の加速化については、各教育委員会において、令和 8 年 4 月 1 日からの関連規定の施行に向け、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に係る準備を進めていただきたいこと。また、文部科学省としては、今後、給特法第 8 条第 4 項の規定に基づく文部科学省令の制定や、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき文部科学大臣が定める指針（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針）の改訂等を予定していること。

- 【別添 1】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 概要
- 【別添 2】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正 概要
- 【別添 3】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 条文
- 【別添 4】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 新旧対照表
- 【別添 5】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 5 条第 2 項による地方公務員法の読替表、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 5 条第 2 項により読み替えられた地方公務員法第 58 条第 3 項による労働基準法の読替表
- 【別添 6】 文部科学大臣メッセージ ～給特法等改正法の成立に当たり、国民の皆様へ～（令和 7 年 6 月 11 日）
- 【別添 7】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 7 年 5 月 14 日衆議院文部科学委員会）
- 【別添 8】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 7 年 6 月 10 日参議院文教科学委員会）

（文部科学省ホームページ：教師を取り巻く環境整備について（学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教師の処遇改善）



【本件連絡先】

（第一の１（１）、（２）②、２、４、５、６、第二の２、４（１）について）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育公務員係

電話：03-5253-4111（内線 2588）

（上記以外の内容について）

文部科学省初等中等教育局

財務課企画調査係

電話：03-5253-4111（内線 5786）

趣 旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概 要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1 及び 2 については、令和8（2026）年4月1日

3 については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等 の一部を改正する法律案に対する修正案 概要

一 1 箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設

- 1 政府は、令和 11 年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、
1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 教育職員 1 人当たりの担当する授業時数を削減すること。
 - ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと。
 - ③ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。
 - ④ 教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること。
 - ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと。
 - ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。
 - ⑦ ①～⑥のほか、教育職員の業務の量の削減のために必要な措置
- 2 1 の「1 箇月時間外在校等時間」とは、①の時間から②の時間を除いた時間として公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第 7 条第 1 項に規定する指針で定める時間をいうこと。
 - ① 1 箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間
 - ② 給特法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（※）（代休日が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間

※ 祝日法による休日、年末年始の休日等をいう。

（改正法附則新第 3 条関係）

二 公立の中学校における 35 人学級の実現に関する措置の新設

政府は、公立の中学校の同学年の生徒で編制する学級に係る 1 学級の生徒の数の標準について、令和 8 年度から 35 人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（改正法附則新第 4 条関係）

三 教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置に関する検討条項の新設

政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、その管理職手当を受ける教育職員（以下「公立学校の管理職員」という。）が重要な役割を果たすことに鑑み、公立学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会による当該教育職員のそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（改正法附則新第 5 条関係）

四 その他

公立の義務教育諸学校等（幼稚園を除く。）の教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置に関する検討条項について、当該教育職員の勤務の状況について調査を行う旨を規定するものとする。

（改正法附則新第 6 条関係）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)

の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

第三条第一項中「教頭」の下に「並びに指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和二十四年法律

第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の

日までの間にあるものをいう。第五条及び第六条第一項において同じ。)」を加え、「この条」を「この

項及び次項」に、「百分の四」を「百分の十(幼稚園の教育職員にあつては、百分の四)」に改める。

第五条中「については、地方公務員法第五十八条第三項本文」を「(指導改善研修被認定者を除く。)

についての地方公務員法第五十八条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項本文」に改

め、「と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するもの」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指導改善研修被認定者についての地方公務員法第五十八条第三項の規定の適用については、同項中

「第二条、」とあるのは「第三十二条の四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは」とあるのは「次に掲げる事項について条例に特別の定めがある場合は」と、「その協定」とあるのは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協定で同項第四号の区分をし」とあるのは「前項第四号の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは「について条例に特別の定めがある場合は」と、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「厚生労働大臣は、労働政策審議会」とあるのは「文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と、「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、「協定」とあるのは「条例」と読み替えて同条第一項から第三項までの規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「から第三十二条の五

まで」とあるのは、「第三十二条の三の二、第三十二条の五、第三十六条」とする。

第六条第一項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

第七条の見出し中「教育職員の業務量の適切な管理等」を「業務量管理・健康確保措置」に改め、同条第一項中「措置」の下に「（次条において「業務量管理・健康確保措置」という。）」を、「次項」の下に「及び同条第一項」を加える。

本則に次の一条を加える。

（教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等）

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

二 業務量管理・健康確保措置の内容

三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。）に報告するものとする。

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

5 都道府県の教育委員会は、市町村（特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。）の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附則第二項を次のように改める。

2 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

(学校教育法の一部改正)

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加え、同条第三項中「教頭を」を「教頭を、主務教諭（第十二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置くときは教諭を、それぞれ」に改め、同条第十一項を次のように改める。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項及び第九項の規定にかかわらず、次に掲げる職員を置くことができる。

一 園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部

を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭

二 幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該幼稚園の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭

第二十七条第八項の次に次の一項を加える。

主務教諭は、幼児の保育をつかさどり、及び命を受けて当該幼稚園の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第二十八条中「第十二項から第十七項まで」を「第十三項から第十八項まで」に改める。

第三十七条第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加え、同条第三項中「教頭を」の下に「主務教諭（第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置くときは教諭を」を、「主幹教諭」の下に「又は主務教諭」を加え、同条第十九項を次のように改める。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、次に掲げる職員を置くことができる。

一 校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部

を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭

二 児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該小学校教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭

第三十七条第十項の次に次の一項を加える。

主務教諭は、児童の教育をつかさどり、及び命を受けて当該小学校教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第四十二条に次の一項を加える。

地方公共団体の設置する小学校は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置が、当該地方公共団体の教育委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第八条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。

第六十条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同条第三項中「、教頭を」を「教頭を、主務教諭（第六十二条において準用する第三十七条第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定により

置かれるものを除く。)を置くときは教諭を、それぞれ」に改める。

第六十二条中「第十七項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第二十項」に改める。

第六十九条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同条第三項中「教頭を」の下に「、主務教諭（次条第一項において準用する第三十七条第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置くときは教諭を」を、「主幹教諭」の下に「又は主務教諭」を加える。

第七十条第一項中「第十七項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第二十項」に改める。

第一百四十四条及び第二百二十三条中「第三十七条第十四項」を「第三十七条第十五項」に改める。

第三百三十三条第一項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に、「同項中」を「第十三条第一項中」に改める。

第三百三十四条第二項中「及び第四十二条から第四十四条まで」を「、第四十二条第一項、第四十三条及び第四十四条」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第三条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「指導教諭」の下に「主務教諭」を、「つかさどる主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を、「時間外勤務手当」の下に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者、」を加える。

第二条中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

附則第三項中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。

（教育公務員特例法の一部改正）

第四条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。以下同じ。）」を、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

第十三条第二項中「これらの」を「前項に規定する」に、「するものとし、その内容は」を「して、これらの者が分掌する校務類型（文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務の種類をいう。以下この項において同じ。）に応じて支給するものとし、その額は、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

第二十三条第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」を、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

第二十四条第一項中「教諭等」を「中堅教諭等（主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）主務保育教諭及び教諭等のうち、」に、「を除く」を「以外のものであつて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有する者として文部科学省令で定めるものをいう」に、「教諭等に」を「中堅教諭等に」に改め、「公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その」を削る。

第二十六条第一項中「主幹教諭、指導教諭」の下に「主務教諭」を、「栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加え、同項第一号中「指導教諭」の下に「主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」を、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加え、「主幹教諭又は」を「主幹教諭若しくは主務教諭又は」に改める。

附則第六条の見出し中「教諭等に」を「中堅教諭等に」に改め、同条第一項中「幼稚園等の教諭等」を「幼稚園等の中堅教諭等（第二十四条第一項に規定する中堅教諭等をいう。以下この条において同

じ。）」に、「第二十四条第一項」を「同項」に、「同条第一項」を「第二十四条第一項」に、「教諭等について」を「中堅教諭等について」に改め、同条第二項中「教諭等に」を「中堅教諭等に」に改める。

（教育職員免許法の一部改正）

第五条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「指導教諭」の下に「、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。以下同じ。）」を、「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加える。

第三条第二項中「及び指導教諭」を「、指導教諭及び主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」に、「主幹教諭に」を「主幹教諭及び主務教諭に」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。

第九条の二中「及び指導教諭」を「、指導教諭及び主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」に、「主幹教諭に」を「主幹教諭及び主務教諭に」に改める。

第十六条の五、第十七条の二及び第十七条の三並びに附則第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附則第十四項中「主幹教諭」の下に「若しくは主務教諭」を加える。

附則第十五項及び第十六項中「指導教諭」の下に「主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」を加える。

附則第十七項中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。

附則第十九項中「指導教諭」の下に「主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」を加える。

別表第三第三欄中「指導教諭」の下に「主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」を、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

別表第六第三欄及び同表備考第四号並びに別表第六の二第三欄中「主幹教諭」の下に「若しくは主務教諭」を加える。

別表第八第三欄中「指導教諭」の下に「主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」を、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

（学校図書館法の一部改正）

第六条 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「掌らせる」を「つかさどらせる」に改め、同条第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」を加える。

（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正）

第七条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「主幹教諭、指導教諭」を「主幹教諭（栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下この条において同じ。）」、指導教諭、主務教諭（栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下この条において同じ。）」に改め、同条第一号中「及び」を「主務教諭（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）及び」に改める。

（義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法及び農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正）

第八条 次に掲げる法律の規定中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

一 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）第二条第二項

二 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）第二条及び第三条第一号

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正）

第九条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）」を、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を、「つかさどる主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第十条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように

改正する。

第四十七条の四第一項中「第三十七条第十四項」を「第三十七条第十五項」に改める。

第四十七条の五第四項中「編成」の下に「、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施」を加える。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を、「つかさどる主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。

第七条第一項及び第三項中「指導教諭」の下に「、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」を加える。

第八条中「、養護教諭及び」を「及び主務教諭、養護教諭並びに」に改める。

第八条の二中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。

第十一条第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」を加える。

第十七条第一項中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）

第十二条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「主幹教諭、指導教諭」を「主幹教諭（栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。

以下同じ。）」、指導教諭、主務教諭（栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下同じ。）」に改める。

第九条第一項中「指導教諭」の下に「主務教諭（養護をつかさどる主務教諭を除く。）」を加える。

第十条中「養護教諭及び」を「及び主務教諭、養護教諭並びに」に改める。

第二十三条第一項中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を、「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「主務栄養教諭」を加え、同条中第十九項を第二十三項とし、第十四項から第十八項までを四項ずつ繰り下げ、第十三項を第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 主務栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第十四条中第十二項を第十五項とし、第十一項を第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 主務養護教諭は、園児の養護をつかさどり、並びに命を受けて当該幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第十四条中第十項を第十二項とし、第九項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 主務保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに命を受けて当該幼保連携型認定こども園

の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第十四条第八項中「第十一項及び第十三項」を「第十三項及び第十六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、主務保育教諭を置くときは、保育教諭を置かないことができる。

第十五条第一項中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同条第二項中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加え、同条第三項中「主幹栄養教諭」の下に「、主務栄養教諭」を加える。

第二十六条中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

第三十二条中「第十一項の」を「第十二項の」に、「第十一項中」を「第十二項第一号中」に改める。

第四十条第一号及び第二号中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同条第三号及び第四号中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「、主務栄養教諭」を加える。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部

改正)

第十四条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「新認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に改め、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十五条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条第一項の改正規定及び附則第一条第一号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の

一部改正)

第十六条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号口中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加え、同項第三号口中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を、「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「主務栄養教諭」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条から第五条までの規定 公布の日
- 二 第一条の規定（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第二条第二項の改正規定、給特法第七条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに給特法本則

に一条を加える改正規定を除く。次条において同じ。）、第三条の規定（市町村立学校職員給与負担法第一条の改正規定中「時間外勤務手当（」の下に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者、」を加える部分に限る。）及び第四条の規定（教育公務員特例法第十三条第二項の改正規定に限る。）並びに次条並びに附則第六条及び第七条の規定 令和八年一月一日

（経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に教育公務員特例法第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて第二号施行日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する給特法の規定による教職調整額並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項及び第四項の規定の適用については、第一条の規定による改正後の給特法（附則第六条において「第二号新給特法」という。）第三条第一項及び第二項並びに第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政府の措置)

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 公立の義務教育諸学校等の教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること。
- 二 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと。
- 三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。
- 四 公立の義務教育諸学校等の教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること。
- 五 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと。
- 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、公立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の削減のために必要な措置

2 前項の「一箇月時間外在校等時間」とは、第一号に掲げる時間から第二号に掲げる時間を除いた時間として給特法第七条第一項に規定する指針で定める時間をいう。

一 一箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間

二 給特法第六条第三項各号に掲げる日（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十五条の規定に相当する条例の規定による代休日が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（給特法第六条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）

第四条 政府は、公立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第五条 政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、その管理職手当を受ける教育職員（以下この条において「公立学校の管理職員」という。）が重要な役割を果たすことに鑑み、公立学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会による当該教育職員のそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、第二号施行日以後二年を目途として、公立の義務教育諸学校等（幼稚園を除く。）の教育職員（第二号新給特法第三条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の勤務の状況について調査を行い、その結果に基づく勤労環境その他の勤務条件に関する状況、人材確保の動向並びに給与及び報酬等に要する経費についての財源の確保の状況その他の事情を勘案し、当該教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、第二号新給特法附則第二項の規定により読み替えて適用する第二号新給特法第三条第一項に規定する教職調整額に係る率の変更を行うことを含め、必要な措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、公立の幼稚園の教育職員については、給特法に定める給与その他の勤務条件に関する特例の適用を受けるとともに、保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の職員と同様に子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に基づいて同法附則第二条の二に規定する処遇の改善に資するための措置が講じられていることに鑑み、公立の幼稚園の教育職員の処遇の在り方に関し、他の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する制度との整合性を確保しつつ保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の処遇との均衡を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 新旧対照表 目次

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（第一条関係）	1
○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第二条関係）	9
○ 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）（第三条関係）	16
○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（第四条関係）	19
○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）（第五条関係）	23
○ 学校図書館法（昭和二十八年法律第八十五号）（第六条関係）	35
○ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）（第七条関係）	36
○ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第五百五十七号）（第八条関係）	38
○ 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第四百五十五号）（第八条関係）	39
○ 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）（第九条関係）	41
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（第十条関係）	42
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）（第十一条関係）	44
○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）（第十二条関係）	48
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（第十三条関係）	50
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）（第十四条関係）	55
○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）（第十五条関係）	56
○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）（第十六条関係）	58

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第二条（略） 2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第一項において同じ。）<u>、副校長（副園長を含む。同項において同じ。）</u>、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。 （教育職員の教職調整額の支給等） 第三条 教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）<u>第二十五條第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。</u>第五條及び第六條第一項において同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）には、その者の給料月額額の百分の十（幼稚園の教育職員にあつては、百分の四）に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整	（定義） 第二条（略） 2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第一項において同じ。）<u>、副校長（副園長を含む。同項において同じ。）</u>、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。 （教育職員の教職調整額の支給等） 第三条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額額の百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

額を支給しなければならない。

2
(略)

3
(略)

(教育職員に関する読替え)

第五条 教育職員(指導改善研修被認定者を除く。)に

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に關し、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める内容を条例で定めるものとする。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第二項に規定する地域手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当について給料をその算定の基礎とする場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とすること。

二 休職の期間中に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

四 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

(教育職員に関する読替え)

第五条 教育職員については、地方公務員法第五十八条

させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同法第三十二条の四第一項から第三項まで及び第三十三条第三項の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「から第三十二条の五まで」とあるのは、「第三十二条の三の二、第三十二条の四の二、第三十二条の五、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第一項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条の規定に基づく命令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。）」は」と、同条第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあるのは「同法」とする。

2 | 指導改善研修被認定者についての地方公務員法第五十八条第三項の規定の適用については、同項中「第二条、」とあるのは「第三十二条の四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは」とあるのは「次に掲げる事項について条例に特別の定めがある場合は」と、「その協定」

考慮しなければならない」と読み替えて同法第三十二条の四第一項から第三項まで及び第三十三条第三項の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「から第三十二条の五まで」とあるのは「第三十二条の三の二、第三十二条の四の二、第三十二条の五、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第一項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条の規定に基づく命令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。）」は」と、同条第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあるのは「同法」と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するものとする。

（新設）

とあるのは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協定で同項第四号の区分をし」とあるのは「前項第四号の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは「について条例に特別の定めがある場合は」と、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「厚生労働大臣は、労働政策審議会」とあるのは「文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と、「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、「協定」とあるのは「条例」と読み替えて同条第一項から第三項までの規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「から第三十二条の五まで」とあるのは「、第三十二条の三の二、第三十二条の五、第三十六条」とする。

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第六条 教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。以下この条において同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項及び次条第一

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第六条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）を超え

項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

2・3 (略)

(業務量管理・健康確保措置に関する指針の策定等)

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置(次条において「業務量管理・健康確保措置」という。)に関する指針(次項及び同条第一項において単に「指針」という。)を定めるものとする。

2 (略)

(教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等)

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画(以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。)を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

て勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

2・3 (略)

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等)

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(次項において単に「指針」という。)を定めるものとする。

2 (略)

(新設)

二 業務量管理・健康確保措置の内容 三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に 必要な事項	3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。）に報告するものとする。	4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。	5 都道府県の教育委員会は、市町村（特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。）の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。	2 附 則 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
2 附 則 勤務時間法第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定が定められ、かつ、毎四週間につき任命権者が職員ごとに指定する一又は二の勤務日における四時間又は八時間の勤務時間は勤務を要しない時間とする旨及びこれにより難いと認				

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

められる職員について任命権者が五十二週間を超えない範囲内で定める期間ごとに勤務を要しない時間として一以上の勤務日における勤務時間を指定することができる旨の条例の規定が定められた場合における第十条の規定の適用については、同条中「勤務時間法第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間」とあるのは、「勤務時間法第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間のうち条例の規定により当該教育職員ごとに指定する勤務を要しない時間を除いた時間」とする。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第二条関係）

※現行部分は、学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）（令和八年四月一日施行）による改正後の条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。 ② 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。 ③ 第一項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、主務教諭（第十二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置くときは教諭を、それぞれ置かないことができる。 ④ ⑧（略） ⑨ 主務教諭は、幼児の保育をつかさどり、及び命を受けて当該幼稚園の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。 ⑩ ⑪（略） ⑫ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項及び第九項の規定にかかわらず、次に掲げる職員を置くことができる。 一 園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を	第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。 ② 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。 ③ 第一項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。 ④ ⑧（略） ⑨（新設） ⑩ ⑪（略） ⑫ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項の規定にかかわらず、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことが

整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭	二 幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該幼稚園の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭	第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十三項から第十八項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。	第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。	② 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。	③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、主務教諭（第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置くときは教諭を、養護をつかさどる主幹教諭又は主務教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。	④ ⑩（略）	⑪ 主務教諭は、児童の教育をつかさどり、及び命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。	⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ （略）
できる。		第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。	第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。	② 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。	③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。	④ ⑩（新設） （略）		⑪ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ （略）

⑳ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、次に掲げる職員を置くことができる。 一 校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭 二 児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭	⑲ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。
第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。 ② 地方公共団体の設置する小学校は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置が、当該地方公共団体の教育委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第八条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。 第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。 ② 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長	第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。 （新設） 第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。 ② 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長

、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

- ③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、主務教諭（第六十二条において準用する第三十七条第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置くときは教諭を、それぞれ置かないことができる。

④
⑤
⑥ （略）

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十八項まで及び第二十項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第六十九条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

② 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、主務教諭（次条第一項において準用する第三十七条第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置くときは教諭を、養

、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

- ③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

④
⑤
⑥ （略）

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第六十九条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

② 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。

護をつかさどる主幹教諭又は主務教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。

④
(略)

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十八項まで及び第二十項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条、第五十八条の二及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

②
(略)

第百十四条 第三十七条第十五項及び第六十条第六項の規定は、大学に準用する。

第百二十三条 第三十七条第十五項、第五十九条、第六十条第六項、第九十四条（設置基準に係る部分に限る。）、第九十五条、第九十八条、第一百五十五条から第一百七十七条まで、第九十九条（第三項を除く。）及び第一百十條から第百十三條までの規定は、高等専門学校に準用する。

第百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十三条及び第四

④
(略)

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条、第五十八条の二及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

②
(略)

第百十四条 第三十七条第十四項及び第六十条第六項の規定は、大学に準用する。

第百二十三条 第三十七条第十四項、第五十九条、第六十条第六項、第九十四条（設置基準に係る部分に限る。）、第九十五条、第九十八条、第一百五十五条から第一百七十七条まで、第九十九条（第三項を除く。）及び第一百十條から第百十三條までの規定は、高等専門学校に準用する。

第百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十三条及び第四

十四条の規定は専修学校に、第四十二条第一項の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に、第五十条の規定は専修学校（専門課程を置くものに限る。）に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条第一項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

②
(略)

第二百三十四条 (略)

② 第四条第一項前段、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十二条第一項、第四十三条及び第四十四条の規定は、各種学校に準用する。この場合において、第四条第一

十四条の規定は専修学校に、第四十二条の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に、第五十条の規定は専修学校（専門課程を置くものに限る。）に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

②
(略)

第二百三十四条 (略)

② 第四条第一項前段、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第四条第一項前段中「次

項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県教育委員会又は都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条第一項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

③
(略)

の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県教育委員会又は都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条第一項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

③
(略)

○ 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）（第三条関係）

※現行部分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）附則第十四条（令和七年四月一日施行）による改正後の条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。） 町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（公	第一条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。） 町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員

立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬、職務を行うために要する費用の弁償、期末手当及び勤勉手当（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一〇三（略）

第二条 市（指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のほかと同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭、主幹教諭（定時制の課程に関する

に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬、職務を行うために要する費用の弁償、期末手当及び勤勉手当（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一〇三（略）

第二条 市（指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のほかと同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭、主幹教諭（定時制の課程に関する

校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担当する者に限る。）並びに定時制の課程の授業を担当する指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員（高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師（高等学校標準法第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都道府県の負担とする。

附 則

3

当分の間、第一条中「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）」とあるのは「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）」のうちの政令で定める者」と、「学校栄養職員及び事務職員」とあるのは「学校栄養職員のうち政令で定める者及び事務職員」とする。

校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担当する者に限る。）並びに定時制の課程の授業を担当する指導教諭、教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員（高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師（高等学校標準法第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都道府県の負担とする。

附 則

3

当分の間、第一条中「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）」とあるのは「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）」のうちの政令で定める者」と、「学校栄養職員及び事務職員」とあるのは「学校栄養職員のうち政令で定める者及び事務職員」とする。

○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（第四条関係）

改正後	改正前
(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。） 、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。） 、指導教諭、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。以下同じ。） 、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。 3 5 (略) (校長及び教員の給与) 第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。 2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、前項に規定する者のうち次に掲げるものを対象として、これらの者が分掌する校務類型（文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務の種類をいう。以下	(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。） 、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。） 、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。 3 5 (略) (校長及び教員の給与) 第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。 2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

この項において同じ。）に依じて支給するものとし、その額は、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、条例で定める。

一・二 (略)

(初任者研修)

第二十三条 (略)

2 指導助言者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 (略)

(中堅教諭等資質向上研修)

第二十四条 公立の小学校等の中堅教諭等（主務教諭（

養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）、主務保育教諭及び教諭等のうち、臨時的に任用された者その他の政令で定める者以外のものであつて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有する者として文部科学省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の研修実施者は、当該中堅教諭等に対して、個々の能力、適性等に依じて、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭

一・二 (略)

(初任者研修)

第二十三条 (略)

2 指導助言者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 (略)

(中堅教諭等資質向上研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等（臨時的に任用さ

れた者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の研修実施者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に依じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（次項において「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければなら

等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（次項において「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならぬ。

2
(略)

（大学院修学休業の許可及びその要件等）

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭又は講師（以下「主幹教諭等」という。）で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者（第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。次項及び第二十八条第二項において同じ。）の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭若しくは主務教諭又は養護教諭にあつて

ない。

2
(略)

（大学院修学休業の許可及びその要件等）

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭又は講師（以下「主幹教諭等」という。）で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者（第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。次項及び第二十八条第二項において同じ。）の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつて

ては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭若しくは主務教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

2
(略)

附 則

(幼稚園等の中堅教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園等の中堅教諭等(第二十四条第一項に規定する中堅教諭等という。以下この条において同じ。)に対する中堅教諭等資質向上研修(同項に規定する中堅教諭等資質向上研修をいう。次項において同じ。)は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の中堅教諭等については当該市町村を包括する都道府県教育委員会が、幼保連携型認定こども園の中堅教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の中堅教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う中堅教諭等資質向上研修に協力しなければならない。

は同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

2
(略)

附 則

(幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修(第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修をいう。次項において同じ。)は、当分の間、同条第一項の規定にかかわらず、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う中堅教諭等資質向上研修に協力しなければならない。

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（第五条関係）

改正後	改正前
（定義） 第二条 この法律において「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、「指導教諭、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。以下同じ。）」、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。 2ゝ5 （略） （免許） 第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養	（定義） 第二条 この法律において「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）」、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。 2ゝ5 （略） （免許） 第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養

の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭及び主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭及び主務教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6
(略)

の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6
(略)

(二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務)

第九条の二 教育職員で、その有する相当の免許状（主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭及び主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。））についてはその有する相当学校の教諭の免許状、養護をつかさどる主幹教諭及び主務教諭についてはその有する養護教諭の免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭についてはその有する栄養教諭の免許状、講師についてはその有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

第十六条の五 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第四項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する小学校若しくは義務教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければなら

2 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産

(二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務)

第九条の二 教育職員で、その有する相当の免許状（主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭についてはその有する相当学校の教諭の免許状、養護をつかさどる主幹教諭についてはその有する養護教諭の免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭についてはその有する栄養教諭の免許状、講師についてはその有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

第十六条の五 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第四項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する小学校若しくは義務教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければなら

2 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産

、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は前条第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第五項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第十七条の二 特別支援学校において自立活動の教授を担任するため必要な第四条の二第二項に規定する普通免許状又は同条第三項に規定する特別免許状を有する者は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級において、これらの免許状に係る障害の種類に応じた自立活動の教授を担任する主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭又は講師となることができる。

第十七条の三 特別支援学校の教諭の普通免許状のほか

、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は前条第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第五項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第十七条の二 特別支援学校において自立活動の教授を担任するため必要な第四条の二第二項に規定する普通免許状又は同条第三項に規定する特別免許状を有する者は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級において、これらの免許状に係る障害の種類に応じた自立活動の教授を担任する主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭又は講師となることができる。

第十七条の三 特別支援学校の教諭の普通免許状のほか

、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校において自立教科等以外の教科（幼稚園にあつては、自立教科等以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担任する主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭又は講師となることができる。

附 則

2 授与権者は、当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

14 養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護をつかさどる主幹教諭若しくは主務教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭若しくは主務教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず

、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校において自立教科等以外の教科（幼稚園にあつては、自立教科等以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

附 則

2 授与権者は、当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

14 養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園及び幼

、その勤務する学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

15 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）は、教諭又は講師となることができる。

16 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）、教諭又は講師となることができる。

17 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に対して教育職

保連携型認定こども園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

15 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

16 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

17 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に対して教育職員検定により

員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

(表略)

19 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)、教諭又は講師となることができる。

別表第三(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、主務教諭(養護又は栄養の指導及び管	(略)

次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

(表略)

19 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

別表第三(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭若しくは講師(これらに相当する義務教	(略)

備考 (略)	(略)	
		理をつかさどる主務教諭を除く。)若しくは講師(これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含み、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭又は講師を含む。)として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数

備考 (略)	(略)	
		育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含み、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。)として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数

別表第六（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	第二欄に定める各免許状を取得した後、養護をつかさどる主幹教諭若しくは主務教諭、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することと必要とする最低在職年数	(略)
備考 一 三 (略) 四 第三欄の「養護をつかさどる主幹教諭若しくは主務教諭、養護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。			

別表第六（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	第二欄に定める各免許状を取得した後、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することと必要とする最低在職年数	(略)
備考 一 三 (略) 四 第三欄の「養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。			

別表第六の二（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	第二欄に定める各免許状を取得した後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭若しくは主務教諭又は栄養教諭として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	(略)
備考	(略)		

別表第八（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校	(略)

別表第六の二（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	第二欄に定める各免許状を取得した後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	(略)
備考	(略)		

別表第八（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校	(略)

(略)	
	(これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部を含み、幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。) における主幹教諭等(主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭又は講師をいう。) として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することとすることを最低在職年数

(略)	
	(これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部を含み、幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。) における主幹教諭等(主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師をいう。) として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することとすることを最低在職年数

備考
(略)

備考
(略)

改正後	改正前
（司書教諭） 第五条 学校には、学校図書館の専門的職務をつかさどらせるため、司書教諭を置かなければならない。 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）、又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。 3・4 （略）	（司書教諭） 第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。 3・4 （略）

○ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公立の高等学校の教員等の定時制通信教育手当） 第五條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四條第二項の規定により支給することができる定時制通信教育手当は、公立の高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭（<u>栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。</u>以下この条において同じ。）、指導教諭、主務教諭（<u>栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。</u>以下この条において同じ。）、教員（教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。 一 公立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長（中等教育学校の後期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）の職にある者に限る。）、副校長（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。）、教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）、主幹教諭（本務と	（公立の高等学校の教員等の定時制通信教育手当） 第五條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四條第二項の規定により支給することができる定時制通信教育手当は、公立の高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教員（教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。 一 公立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長（中等教育学校の後期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）の職にある者に限る。）、副校長（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。）、教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）、主幹教諭（本務と

二
(略)

して定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。）、指導教諭（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）、主務教諭（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）及び教員（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）

二
(略)

して定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。）、指導教諭（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）及び教員（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）

○ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第一百五十七号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第二条（略） 2 この法律において「教育職員」とは、校長、副校長若しくは教頭（中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部にあつては、当該課程の属する中等教育学校又は当該部の属する特別支援学校の校長、副校長又は教頭とする。）又は主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭若しくは講師をいう。	（定義） 第二条（略） 2 この法律において「教育職員」とは、校長、副校長若しくは教頭（中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部にあつては、当該課程の属する中等教育学校又は当該部の属する特別支援学校の校長、副校長又は教頭とする。）又は主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭若しくは講師をいう。

○ 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第四百十五号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第二条 この法律において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者に限る。）をいう。 （公立の高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当） 第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる産業教育手当は、公立の高等学校の教員及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。 一 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く公立の高等学校の教員のうち高等学校の農業若しくは工業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）附則第二項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工	（定義） 第二条 この法律において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者に限る。）をいう。 （公立の高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当） 第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる産業教育手当は、公立の高等学校の教員及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。 一 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く公立の高等学校の教員のうち高等学校の農業若しくは工業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）附則第二項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工

業、工業実習、商船又は商船実習を担任する主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭の職にあることができる者を含む。）であつて、当該農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任するもの

二
(略)

業、工業実習、商船又は商船実習を担任する主幹教諭、指導教諭又は教諭の職にあることができる者を含む。）であつて、当該農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任するもの

二
(略)

○ 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）（第九条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正後	（定義） 第二条（略） 2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、指導教諭、主務教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。</u>）、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助教諭、養護助教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）<u>第七條に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。</u>以下同じ。）及び事務職員をいう。
改正前	（定義） 第二条（略） 2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助教諭、養護助教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）<u>第七條に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。</u>以下同じ。）及び事務職員をいう。

改正後	改正前
第三節 共同学校事務室 第四十七条の四 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十五項（同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の效果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。 2 5（略） 第四節 学校運営協議会 第四十七条の五（略） 2・3（略） 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会	第三節 共同学校事務室 第四十七条の四 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項（同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の效果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。 2 5（略） 第四節 学校運営協議会 第四十七条の五（略） 2・3（略） 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければなら
ない。
5
5
10
(略)

5
5
10
(略)

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）（第十一条 関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律において「教職員」とは、校長、副校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長、副校長及び教頭とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援学校の校長、副校長及び教頭とする。）<u>、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。</u> 第七条 副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）<u>、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）</u>、教諭、助教諭及び講師（以下「教頭及び教諭等」という。）の数は、次に定めると	（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律において「教職員」とは、校長、副校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長、副校長及び教頭とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援学校の校長、副校長及び教頭とする。）<u>、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。</u> 第七条 副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）<u>、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（以下「教頭及び教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</u>

ころにより算定した数を合計した数とする。

一、九 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるところにより算定した数（以下この項において「小中学校等教頭教諭等標準定数」という。）のうち、副校長及び教頭の数は二十七学級以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の数と二十四学級以上の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の数との合計数に二を乗じて得た数、九学級から二十六学級までの小学校の数、六学級から二十三学級までの中学校の数及び義務教育学校の数の合計数に一を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校の数の四分の三を乗じて得た数並びに三学級から五学級までの中学校の数の二分の一を乗じて得た数の合計数（以下この項において「小中学校等教頭等標準定数」という。）とし、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校等教頭教諭等標準定数から小中学校等教頭等標準定数を減じて得た数とする。

第八条 養護をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、養護教諭並びに養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一、九 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるところにより算定した数（以下この項において「小中学校等教頭教諭等標準定数」という。）のうち、副校長及び教頭の数は二十七学級以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の数と二十四学級以上の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の数との合計数に二を乗じて得た数、九学級から二十六学級までの小学校の数、六学級から二十三学級までの中学校の数及び義務教育学校の数の合計数に一を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校の数の四分の三を乗じて得た数並びに三学級から五学級までの中学校の数の二分の一を乗じて得た数の合計数（以下この項において「小中学校等教頭等標準定数」という。）とし、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校等教頭教諭等標準定数から小中学校等教頭等標準定数を減じて得た数とする。

第八条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一〇三 (略)	第八条の二 栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一〇三 (略)	一〇三 (略)
第十一条 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一〇八 (略) 2 前項に定めるところにより算定した数（以下この項において「特別支援学校教頭教諭等標準定数」という。）のうち、副校長及び教頭の数は小学部及び中学部の学級数が六学級から二十六学級までの特別支援学校の数に一を乗じて得た数と小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数との合計数（以下この項において「特別支援学校教頭等標準定数」という。）とし、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教頭教諭等標準定数から特別支援学校教頭等標準定数を減じて得た数とする。	第八条の二 栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一〇三 (略)	第十一条 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一〇八 (略) 2 前項に定めるところにより算定した数（以下この項において「特別支援学校教頭教諭等標準定数」という。）のうち、副校長及び教頭の数は小学部及び中学部の学級数が六学級から二十六学級までの特別支援学校の数に一を乗じて得た数と小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数との合計数（以下この項において「特別支援学校教頭等標準定数」という。）とし、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教頭教諭等標準定数から特別支援学校教頭等標準定数を減じて得た数とする。
（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算） 第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二か	（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算） 第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二か	

ら第十四条までに定めるところにより算定した教職員
の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育
諸学校（共同調理場を含む。）に置く校長、副校長、
教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教
諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指
導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭
和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一
項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算す
ることができる。

2
（略）

ら第十四条までに定めるところにより算定した教職員
の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育
諸学校（共同調理場を含む。）に置く校長、副校長、
教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教
諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校
栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年
法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定す
る短時間勤務の職を占める者の数に換算することがで
きる。

2
（略）

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第二条 この法律において、「教職員」とは、校長（中等教育学校の校長を除き、特別支援学校の高等部にあっては、当該部のみを置く特別支援学校の校長とする。以下同じ。）、副校長、教頭、主幹教諭（栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下同じ。）、指導教諭、主務教諭（栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下同じ。）、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員（それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。）をいう。 2・3 （略） （教諭等の数） 第九条 副校長、教頭、主幹教諭（養護をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護をつかさどる主務教諭を除く。）、教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一〇九 （略） 2 （略）	（定義） 第二条 この法律において、「教職員」とは、校長（中等教育学校の校長を除き、特別支援学校の高等部にあっては、当該部のみを置く特別支援学校の校長とする。以下同じ。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員（それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。）をいう。 2・3 （略） （教諭等の数） 第九条 副校長、教頭、主幹教諭（養護をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一〇九 （略） 2 （略）

(養護教諭等の数)

第十条 養護をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、養護教諭並びに養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一、四 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2
(略)

(養護教諭等の数)

第十条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一、四 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2
(略)

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（第十条関係）

改正後	改正前
(職員) 第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。 2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹保育教諭、主幹養護教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。 3 第一項の規定にかかわらず、主幹保育教諭を置くときは、保育教諭を置かないことができる。 4 8 (略) 9 主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長又は教頭。第十三項及び第十六項において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。 10 (略) 11 主幹保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに命を受けて当該幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。	(職員) 第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。 2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。 (新設) 3 7 (略) 8 主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長又は教頭。第十一項及び第十三項において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。 9 (略) (新設)

12・13 (略)	14 主務養護教諭は、園児の養護をつかさどり、並びに命を受けて当該幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。	15・16 (略)	17 主務栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。	18・23 (略)	(職員の資格) 第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第四十条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。 2 主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。 3 主幹栄養教諭、主務栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。 4・6 (略)
10・11 (新設) (略)	12・13 (新設) (略)	14・19 (略)	(職員の資格) 第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第四十条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。 2 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。 3 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。 4・6 (略)	(学校教育法の準用)	

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第三百三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）」と、「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（指定都市等（同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長）」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児（以下この項において単に「園児」という。）」と、「必要とする幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第三百三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営上

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第三百三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）」と、「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（指定都市等（同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長）」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この項において単に「園児」という。）」と、「必要とする幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第三百三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営上

「と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

(学校教育法の特例)

第三十二条 認定こども園である幼稚園又は認定こども園である連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法第二十四条、第二十五条並びに第二十七条第四項から第七項まで及び第十二項の規定の適用については、同法第二十四条中「努めるものとする」とあるのは「努めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する子育て支援事業（以下単に「子育て支援事業」という。）を行うものとする」と、同法第二十五条中「保育内容」とあるのは「保育内容（子育て支援事業を含む。）」と、同法第二十七条第四項から第七項まで及び第十二項第一号中「園務」とあるのは「園務（子育て支援事業を含む。）」とする。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者又は登録を受けていない者を主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師に任命し、又は雇用したとき。

二 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相

「と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

(学校教育法の特例)

第三十二条 認定こども園である幼稚園又は認定こども園である連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法第二十四条、第二十五条並びに第二十七条第四項から第七項まで及び第十一項の規定の適用については、同法第二十四条中「努めるものとする」とあるのは「努めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する子育て支援事業（以下単に「子育て支援事業」という。）を行うものとする」と、同法第二十五条中「保育内容」とあるのは「保育内容（子育て支援事業を含む。）」と、同法第二十七条第四項から第七項まで及び第十一項中「園務」とあるのは「園務（子育て支援事業を含む。）」とする。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者又は登録を受けていない者を主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師に任命し、又は雇用したとき。

二 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相

当の免許状を有せず、又は登録を受けていないにもかかわらず主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師となつたとき。 三 第十五条第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭に任命し、又は雇用したとき。 四 第十五条第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭となつたとき。 五・六 (略)	当の免許状を有せず、又は登録を受けていないにもかかわらず主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師となつたとき。 三 第十五条第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭に任命し、又は雇用したとき。 四 第十五条第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭となつたとき。 五・六 (略)
--	---

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）（第十四条関係）

※現行部分は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）第二条のうち、公布日（令和六年六月十九日）施行分による改正後の条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 （保育教諭等の資格の特例） 第五条 施行日から起算して十五年間は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。 2 （略）	附 則 （保育教諭等の資格の特例） 第五条 施行日から起算して十五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。 2 （略）

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）（第十五条関係）

改正後	改正前
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正） 第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。 附則第五条第一項中「十年間」を「十五年間」に改め、「主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭」を削り、同条第二項中「十年間」を「十五年間」に改める。 附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第二条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の改正規定（同条第一項中「主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭」を削る部分を除く。）に限る。）及び第三条（教育職員免許	（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正） 第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。 附則第五条第一項中「十年間」を「十五年間」に改め、「主幹保育教諭、指導保育教諭」を削り、同条第二項中「十年間」を「十五年間」に改める。 附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第二条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の改正規定（同条第一項中「主幹保育教諭、指導保育教諭」を削る部分を除く。）に限る。）及び第三条（教育職員免許法附則第十八項

法附則第十八項の改正規定に限る。）の規定並びに
次条及び附則第八条の規定 公布の日
二〃四（略）
五 第二条（第一号に掲げる改正規定を除く。）の規
定 令和九年四月一日

の改正規定に限る。）の規定並びに次条及び附則第
八条の規定 公布の日
二〃四（略）
五 第二条（第一号に掲げる改正規定を除く。）の規
定 令和九年四月一日

○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）（第十六条関係）

※現行部分は、施行後の条文（公布の日（令和六年六月二十六日）から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「教員等」とは、次に掲げるものをいう。 一 学校教育法第一条に規定する学校の教職員のうち、次に掲げるもの イ（略） ロ 主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、教授、准教授及び助教 ハ（略） 二（略） 三 幼保連携型認定こども園の教職員のうち、次に掲げるもの イ（略） ロ 主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭	（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「教員等」とは、次に掲げるものをいう。 一 学校教育法第一条に規定する学校の教職員のうち、次に掲げるもの イ（略） ロ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、教授、准教授及び助教 ハ（略） 二（略） 三 幼保連携型認定こども園の教職員のうち、次に掲げるもの イ（略） ロ 主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭

5
ゝ 四
8
(略) 十七
(略) (略)

5
ゝ 四
8
(略) 十七
(略) (略)

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条第二項による地方公務員法の読替え表
(傍線部分は読替え)

地方公務員法第五十八条（読替え後） （他の法律の適用除外等） 第五十八条（略）		地方公務員法第五十八条（読替え前） （他の法律の適用除外等） 第五十八条（略）	
3	労働基準法第三十二条の四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは」とあるのは「次に掲げる事項について条例に特別の定めがある場合は」と、「その協定」とあるのは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協定で同項第四号の区分をし」とあるのは「前項第四号の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは「について条例に特別の定めがある場合は」と、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「厚生労働大臣は、労働政策審議会」とあるのは「文部科学大臣は、審議会等	3	労働基準法第二条、第十四条第二項及び第三項、第二十四条第一項、第三十二条の三から第三十二条の五まで、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十九条第六項から第八項まで、第四十一条の二、第七十五条から第九十三条まで並びに第一百二条の規定、労働安全衛生法第六十六条の八の四及び第九十二条の規定、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六条中労働基準法第二条に関する部分、第三十条、第三十七条中勤務条件に関する部分、第五十三条第一項、第八十九条から第百条まで、第百二条及び第百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。ただし、労働基準法第百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法第三十七条及び第百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一第一号から第十

（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八條に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と、「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、「協定」とあるのは「条例」と読み替えて同条第一項から第三項までの規定を適用するものとし、同法第二條、第十四條第二項及び第三項、第二十四條第一項、第三十二條の三、第三十二條の三の二、第三十二條の五、第三十六條、第三十八條の二第二項及び第三項、第三十八條の三、第三十八條の四、第三十九條第六項から第八項まで、第四十一條の二、第七十五條から第九十三條まで並びに第二百二條の規定、労働安全衛生法第六十六條の八の四及び第九十二條の規定、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六條中労働基準法第二條に関する部分、第三十條、第三十七條中勤務条件に関する部分、第五十三條第一項、第八十九條から第一百條まで、第二百二條及び第二百八條中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二條の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。ただし、労働基準法第二百二條の規定、労働安全衛生法第九十二條の規定、船員法第三十七條及び第二百八條中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二條の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に、同法第七十五條から第

号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に、同法第七十五條から第八十八條まで及び船員法第八十九條から第九十六條までの規定は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二條第一項に規定する者以外の職員に関しては適用する。

八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までの規定は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する者以外の職員に関しては適用する。

4
（読み替えなし）

4 職員に関しては、労働基準法第三十二条の二第一項中「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」とあるのは「使用者は、」と、同法第三十四条第二項ただし書中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは」とあるのは「条例に特別の定めがある場合は」と、同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法第三十九条第四項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者が有給休暇を

5

(略)

5

(略)

時間を単位として請求したときは、前三項の規定による有給休暇の日数のうち第二号に掲げる日数については、これらの規定にかかわらず、当該協定で定めるところにより」とあるのは「前三項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、」とする。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条第二項により読み替えられた地方公務員法第五十八条第三項による労働基準法の読替え表

(傍線部分は読替え)

○労働基準法（読替え後）	○労働基準法（読替え前）
第三十二条の三の二（適用除外） 第三十二条の四 使用者は、次に掲げる事項について<u>条例に特別の定めがある場合は、第三十二条の規定にかかわらず、その条例で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、当該条例（次項の規定による定めをした場合においては、その定めを含む。）で定めるところにより、特定された週において同条第一項の労働時間又は特定された日において同条第二項の労働時間を超えて、労働させることができる。</u>	第三十二条の三の二 使用者が、清算期間が一箇月を超えるものであるときの当該清算期間中の前条第一項の規定により労働させた期間が当該清算期間より短い労働者について、当該労働させた期間を平均し一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合においては、その超えた時間（第三十三条又は第三十六条第一項の規定により延長し、又は休日労働させた時間を除く。）の労働については、第三十七条の規定の例により割増賃金を支払わなければならない。 第三十二条の四 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては<u>その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、当該協定（次項の規定による定めをした場合においては、その定めを含む。）で定めるところにより、特定された週において同条第一</u>

一〇四 (略)

五 その他文部科学省令で定める事項

- ② 使用者は、前項第四号の区分並びに当該区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における労働日数及び総労働時間について条例に特別の定めがある場合は、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、文部科学省令で定めるところにより、当該労働日数を超えない範囲内において当該各期間における労働日及び当該総労働時間を超えない範囲内において当該各期間における労働日ごとの労働時間を定めなければならない。

- ③ 文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）

（で政令で定めるものの意見を聴いて、文部科学省令で、対象期間における労働日数の限度並びに一日及び一週間の労働時間の限度並びに対象期間（第一項の条例で特定期間として定められた期間を除く。）及び同項の条例で特定期間として定められた期間における連続して労働させる日数の限度を定めることができる。）

④ (略)

項の労働時間又は特定された日において同条第二項の労働時間を超えて、労働させることができる。

一〇四 (略)

五 その他厚生労働省令で定める事項

- ② 使用者は、前項の協定で同項第四号の区分をし当該区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における労働日数及び総労働時間を定めたときは、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働日数を超えない範囲内において当該各期間における労働日及び当該総労働時間を超えない範囲内において当該各期間における労働日ごとの労働時間を定めなければならない。

- ③ 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、厚生労働省令で、対象期間における労働日数の限度並びに一日及び一週間の労働時間の限度並びに対象期間（第一項の協定で特定期間として定められた期間を除く。）及び同項の協定で特定期間として定められた期間における連続して労働させる日数の限度を定めることができる。

④ (略)

第三十二条の五 (適用除外)

第三十二条の五 使用者は、日ごとの業務に著しい繁閑の

差が生ずることが多く、かつ、これを予測した上で就業規則その他これに準ずるものにより各日の労働時間を特定することが困難であると認められる厚生労働省令で定める事業であつて、常時使用する労働者の数が厚生労働省令で定める数未満のものに従事する労働者については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、第三十二条第二項の規定にかかわらず、一日について十時間まで労働させることができる。

② (適用除外)

② 使用者は、前項の規定により労働者に労働させる場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働させる一週間の各日の労働時間を、あらかじめ、当該労働者に通知しなければならない。

③ (適用除外)

③ 第三十二条の二第二項の規定は、第一項の協定について準用する。

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 (適用除外)

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に

②
(適用除外)

③
(適用除外)

届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

② 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 この条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができることとされる労働者の範囲

二 対象期間（この条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる期間をいい、一年間に限るものとする。第四号及び第六項第三号において同じ。）

三 労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合

四 対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数

五 労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

③ 前項第四号の労働時間を延長して労働させることができる時間は、当該事業場の業務量、時間外労働の動向その他の事情を考慮して通常予見される時間外労働の範囲内において、限度時間を超えない時間に限る。

④ (適用除外)

⑤ (適用除外)

⑥ (適用除外)

④ 前項の限度時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とする。

⑤ 第一項の協定においては、第二項各号に掲げるもののほか、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に第三項の限度時間を超えて労働させる必要がある場合において、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間（第二項第四号に関して協定した時間を含め百時間未満の範囲内に限る。）並びに一年について労働時間を延長して労働させることができる時間（同号に関して協定した時間を含め七百二十時間を超えない範囲内に限る。）を定めることができる。この場合において、第一項の協定に、併せて第二項第二号の対象期間において労働時間を延長して労働させる時間が一箇月について四十五時間（第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間）を超えることができる月数（一年について六箇月以内に限る。）を定めなければならない。

⑥ 使用者は、第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該

⑨ (適用除外) ⑧ (適用除外) ⑦ (適用除外)	各号に定める要件を満たすものとしなければならない。 一 坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務について、一日について労働時間を延長して労働させた時間二時間を超えないこと。 二 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間百時間未満であること。 三 対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間八十時間を超えないこと。 ⑦ 厚生労働大臣は、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の健康、福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して指針を定めることができる。 ⑧ 第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長及び休日の労働を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の指針に適合したものとなるようにしなければならない。 ⑨ 行政官庁は、第七項の指針に関し、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。
---	--

⑩ (適用除外) ⑪ (適用除外)	⑩ 前項の助言及び指導を行うに当たっては、労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない。 ⑪ 第三項から第五項まで及び第六項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務については適用しない。
---	--

文部科学大臣メッセージ

～給特法等改正法の成立に当たり、国民の皆様へ～

本日、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる「給特法」等の改正法が成立いたしました。関係する皆様のこれまでのご支援に感謝申し上げます。

これまで、我が国の学校教育が世界的にも高い成果をあげてきたのは、子供たちのために日々尽力されている教師の皆様の献身的な努力と、地域や保護者の皆様をはじめ、子供たちを支えるすべての皆様のご理解とご協力の賜物であり、心から感謝と敬意を表します。

近年、学校・教師が担う業務が増加し、依然として長時間勤務の課題があります。文部科学省としても、現在の状況を改善しなければ、教師の担い手が失われ、教育の質の低下を招きかねないと強い危機感を抱いています。

「教育は人なり」と言われます。教育の要である教師の皆様が日々活き活きと子供たちに向き合い、その意欲と専門性を最大限に発揮できるよう、改革を加速して進める必要があります。

今回の法改正では、約 50 年ぶりとなる教員給与の引き上げを実現します。教師の高度専門職としての職責にふさわしい処遇とすることは、教師の社会的評価を高め、教育という営みそのものに対する敬意のある社会とするために必要なものです。

また、働き方改革の取組の「見える化」を実現し、様々な主体が協働して働き方改革を推進する仕組みを構築します。文部科学省は今後速やかに、働き方改革の具体的な方策を明らかにした指針を策定し、教育委員会や学校を支援してまいります。

さらに、学校の人員体制の充実に向けた教職員定数の計画的な改善や、学校や教師を不当な要求などから守り、安心して教育活動に専念のできる環境づくりなども進めます。

教師の皆様が、「働きやすさ」と「働きがい」を感じられる職場環境を実現し、より多くの方々に教職を目指していただけるよう取り組んでまいります。

文部科学省は皆様と力を合わせて、この改革に取り組んでまいりたいと考えております。

取組を進めるにあたり、各教育委員会や学校が、最も重要な主体であることは言うまでもありません。関係者の皆様におかれましては、今回の法改正も契機として、より一層の改善に向けた取組をお願い申し上げます。

また、教育環境の整備は、地域総がかりで進めていただく必要があります。各地方公共団体の首長の皆様におかれましては、地域の将来を担う人材を育てる学校を支えるため、総合教育会議の場なども通じて、福祉部局等の関係部局や地域の皆様との連携・協働を促進いただくよう、切にお願い申し上げます。

そして、地域や保護者の皆様におかれましては、これまでもコミュニティ・スクールなどを通じて、学校の教育活動にご参画いただいておりますが、教師が教師でなければできない業務に注力できるようにすることが、子供たちへのより良い教育につながることをぜひご理解いただき、さらなるご協力をお願い申し上げます。

皆様方のより一層のご理解・ご協力を、重ねてよろしくお願い申し上げます。

令和 7 年（2025 年）6 月 11 日
文部科学大臣 あべ 俊子

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 教育職員の時間外在校等時間を令和十一年度までに一箇月当たり平均三十時間程度に縮減するという本改正法附則第三条第一項に規定する目標を達成するため、地方公共団体の裁量にも留意しつつ、その実現に向けた工程表の策定を行うこと。

二 教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討するため、本改正法附則第六条に規定する教育職員の勤務の状況を調査するに当たっては、これまで教育職員に対して行われた勤務実態調査にも留意し、その方法について十分に検討すること。また、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置を講ずるに当たっては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法における教育職員の健康及び福祉の確保という理念と教育職員の勤務の状況との差を埋めることができるよう必要な措置を講ずること。

三 教育委員会は、時間外在校等時間が上限時間を超える学校に対して、当該学校の業務や環境整備等の状況を十分に検証し、在校等時間の長時間化を防ぐための取組に万全を期すこと。

四 時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内とするために、週休日・休日を含めて、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することのないよう周知徹底すること。また、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ることについても周知すること。

五 時間外在校等時間の上限時間を遵守することのみを目的として、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあつてはならないことについて、周知徹底すること。また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であることから、持ち帰りが行われている実態がある場合には、校長及び教育委員会は、その状況を適切に把握するとともに、国はフォローアップを行うこと。

六 学校における働き方改革の目的は、子供一人一人の特性や関心に応じた学びの実現であり、その目的のため、教育課程の編成の在り方について専門的な議論を深めるとともに、教職員定数の改善などの教育条件の整備も一体として同時に進めること。

七 学校における働き方改革については、単に教育委員会や学校のための責務とするのではなく、地方公共団体の関係部署が一体となって、取組を強力に推進すること。また、教育委員会は「教師不足」の解消を図るための対策に万全を期すること。

八 労働基準監督機関の権限を行使する人事委員会及び人事委員会を置かない場合の地方公共団体の長は、教育委員会が教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと。その際、社会保険労務士や法律家など外部の専門家の知見も活用し、教育職員が働き方について相談できる体制の構築に努めること。

九 教育職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際には、服務監督権者である教育委員会及び校長は速やかに調査を行い、再発防止に向けた取組を講ずること。

十 国及び地方公共団体は、学校における働き方改革を円滑に推進できるよう、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る三分類」に基づく取組が確実に実施されるよう、必要な財政措置等の条件整備を講ずること。また、国は、「教員が担うべきではない業務」を明確に示すとともに、教育委員会及び学校段階において、教育課程上の工夫を含めた業務改善の取組を整理・共有すること。さらに、こうした改革の趣旨について、国が主体的に保護者や地域に対して理解を促す広報や発信に取り組むこと。

十一 主務教諭の配置による教諭の職務内容・職責の変化がないことを踏まえ、主務教諭の配置のために、教諭の給与を引き下げることをしないよう、地方公共団体に周知徹底すること。また、主務教諭の配置によって、学校内外で円滑に協力・協働体制が構築できるよう、周知すること。併せて、主務教諭の配置が地方公共団体による任意設置となっていることから、その配置人数分の義務教育費国庫負担金を確実に措置すること。

十二 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給するに当たっては、現在行われている一律支給部分について、その支給ができないとの誤解が生じないよう周知すること。併せて、学級担任に義務教育等教員特別手当の支給を加算することについて、複数担任制を採っている場合にも支給が可能であることを周知すること。

十三 子ども・子育て支援制度の枠組みにおいて措置されている幼稚園教員の処遇改善に資する財政措置とその効果について、継続的にフォローアップを行うこと。

十四 国は、教育職員の業務の縮減のため、教育職員の担当授業時数を軽減するための教育課程の実施と抜本的な教職員定数の改善に努めること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の学校における専門スタッフの配置の一層の拡充及び処遇改善に努め、地方公共団体の財政力に起因した配置の格差が生ずることのないよう、必要な財政措置を講ずること。併せて、国及び地方公共団体は、部活動の地域展開等を確実に進めるための措置を講ずるとともに、全国規模の「学校人材バンク」の構築などを講ずること。

十五 令和の日本型学校教育を担う専門職としての教育職員の専門性の向上・キャリア形成のため、研修や教員養成段階への支援に加え、授業実践が共有できるプラットフォームの形成と教育データベースを整備し、多様な子供への効果的な授業実践や支援とその成果を科学的に分析・共有する仕組みを構築すること。その際、現場の教育職員の負担とならないよう配慮すること。

十六 教育職員のメンタルヘルスを良好なものとする前提として、学校における労働安全衛生管理体制の整備が不可欠であることを踏まえ、産業医や健康管理医等の選任等、教員の健康確保措置の環境整備に際し、地方公共団体間で格差が生ずることのないよう、国が必要な支援を行うこと。また、学校における勤務間インターバルの取組を進めるため、国は必要な支援を行うこと。

十七 教育職員の安定的な確保及び質の向上のため、教育職員の免許制度及び養成・採用の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。また、教育職員の専門性・多様性の確保のため、教育職員の採用選考の実施時期及び回数等について、教育委員会による工夫改善の取組を促進すること。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

令和七年六月十日
参議院文教科科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、教育職員の時間外在校等時間を令和十一年度までに一箇月当たり平均三十時間程度に縮減するという本改正法附則第三条第一項に規定する目標を達成するため、地方公共団体の裁量にも留意しつつ、その実現に向けた工程表の策定を行うこと。また、当該目標は、一箇月当たり三十時間程度までは時間外在校等時間を認めるという趣旨ではなく、その一層の縮減が必要であることについて、学校、教育委員会、保護者、地域等に対して周知すること。

二、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討するため、本改正法附則第六条に規定する教育職員の勤務の状況を調査するに当たっては、これまで教育職員に対して行われた勤務実態調査にも留意し、その方法について十分に検討すること。また、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置を講ずるに当たっては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法における教育職員の健康及び福祉の確保という理念と教育職員の勤務の状況との差を埋めることができるよう必要な措置を講ずること。

三、教育委員会は、時間外在校等時間が上限時間を超える学校に対して、当該学校の業務や環境整備等の状況を十分に検証し、在校等時間の長時間化を防ぐための取組に万全を期すこと。

四、時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内とするために、休憩時間、並びに週休日・休日を含めて、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することのないよう周知徹底すること。また、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ることについても周知すること。

五、時間外在校等時間の上限時間を遵守することのみを目的として、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあつてはならないことについて、周知徹底すること。また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であることから、持ち帰りが行われている実態がある場合には、校長及び教育委員会は、その状況を適切に把握するとともに、国はフォローアップを行い、持ち帰りを行わずに済むよう、人員の配置拡充、業務の削減等の必要な取組を実施すること。

六、学校における働き方改革の目的は、子供一人一人の特性や関心に応じた学びの実現であり、その目的のため、教育課程の編成の在り方について専門的な議論を深めるとともに、教職員定数の改善などの教育条件の整備も一体として同時に進めること。

七、学校における働き方改革については、学校の設置者であり、教職員の服務を監督する教育委員会が、学校徴収金の公会計化をはじめとした業務の見直しや支援スタッフの予算化など学校を支援する取組について主体性を持って実施することが必要である。これらの取組については、単に教育委員会や学校のみで業務とするのではなく、地方公共団体の長のリーダーシップのもと、関係部署が一体となって、強力に推進すること。また、国は、常勤職員と同等の職務を遂行している臨時的任用教員の給与決定について、総務省通知から二級発令とすることが可能であることを任命権者である教育委員会に周知徹底すること。併せ

て、二級発令とした場合、義務教育費国庫負担金において財政措置がされることも周知すること。

八、労働基準監督機関の権限を行使する人事委員会及び人事委員会を置かない場合の地方公共団体の長は、教育委員会が教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと。その際、社会保険労務士や法律家など外部の専門家の知見も活用し、教育職員が働き方について相談できる体制の構築に努めること。

九、国は、服務監督教育委員会及び校長には自己の監督する教職員について、安全配慮義務があり、業務時間・業務内容を把握した上で業務量を適切に調整するなどの措置を取る必要があることについて周知すること。併せて、安全配慮義務を怠った場合には、損害賠償にも及ぶ可能性があることについても教育委員会と校長に周知徹底すること。また、教職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際には、服務監督権者である教育委員会及び校長は速やかに調査を行い、再発防止に向けた取組を講ずること。

十、国及び地方公共団体は、学校における働き方改革を円滑に推進できるよう、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る三分類」に基づく取組が確実に実施されるよう、必要な財政措置等の条件整備を講ずること。また、国は、三分類について必要な見直しを行い、「教員が担うべきではない業務」を明確に示すとともに、教育委員会及び学校段階において、教育課程上の工夫を含めた業務改善の取組を整理・共有すること。さらに、こうした改革の趣旨について、国が主体的に保護者や地域に対して理解を促す広報や発信に取り組むこと。

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行

うこと。

十二、主務教諭の配置による教諭の職務内容・職責の変化がないことを踏まえ、主務教諭の配置のために、教諭の給与を引き下げることのないよう、地方公共団体に周知徹底すること。また、主務教諭の配置によって、学校内外で円滑に協力・協働体制が構築できるよう、周知すること。併せて、主務教諭の配置が地方公共団体による任意設置となっていることから、その配置人数分の義務教育費国庫負担金を確実に措置すること。

十三、教職調整額の一〇％への引上げを確実に実施するとともに、学校における働き方改革の進捗状況及び財源確保の状況等を踏まえ、教職調整額の引上げ時期の前倒しを検討すること。また、教職調整額の引上げが他の教育予算の削減につながることをないよう、必要な予算を確保すること。

十四、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給するに当たっては、現在行われている一律支給部分について、その支給ができないとの誤解が生じないよう周知すること。併せて、学級担任に義務教育等教員特別手当の支給を加算することについて、複数担任制を採っている場合にも支給が可能であることを周知すること。

十五、子ども・子育て支援制度の枠組みにおいて措置されている幼稚園教員の処遇改善に資する財政措置とその効果について、継続的にフォローアップを行うこと。

十六、国は、教育職員の業務の縮減のため、教育職員の担当授業時数を軽減するための教育課程の実施と抜本的な教職員定数の改善に努めること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教

員業務支援員等の学校における専門スタッフの配置の一層の拡充及び処遇改善に努め、地方公共団体の財政力に起因した配置の格差が生ずることのないよう、必要な財政措置を講ずること。併せて、国及び地方公共団体は、部活動の地域展開等を確実に進めるための措置を講ずるとともに、全国規模の「学校人材バンク」の構築などを講ずること。

十七、本改正法により時間外在校等時間の縮減が求められていることに鑑み、いわゆる「超勤四項目」以外の業務である部活動については、教育職員が正規の勤務時間を超えて従事することを命ずることができないことを踏まえ、部活動改革の推進等の必要な措置を講ずること。

十八、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などに関する教職員の負担感が大きいことを踏まえ、学校だけでは解決が難しい事案について、学校任せにするのではなく、保護者等から行政が直接相談を受けるなど、行政による学校問題解決のための支援体制の構築や、スクールロイヤーが学校や教育委員会の立場に立った代理人として対応することも含め、スクールロイヤーのより積極的な活用や配置充実に向けて、財政措置等の必要な措置を講ずること。

十九、令和の日本型学校教育を担う専門職としての教育職員の専門性の向上・キャリア形成のため、研修や教員養成段階への支援に加え、授業実践が共有できるプラットフォームの形成と教育データベースの整備を行い、多様な子供への効果的な授業実践や支援とその成果を科学的に分析・共有する仕組みを構築すること。その際、現場の教育職員の負担とならないよう配慮すること。

二十、教育職員のメンタルヘルスを良好なものとする前提として、学校における労働安全衛生管理体制の整備が不可欠であることを踏まえ、産業医や健康管理医等の選任等、教員の健康確保措置の環境整備に際し、

地方公共団体間で格差が生ずることのないよう、国が必要な支援を行うこと。また、学校における勤務間インターバルの取組を進めるため、国は必要な支援を行うこと。

二十一、教育職員の安定的な確保及び質の向上のため、教育職員の免許制度及び養成・採用の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。また、教育職員の専門性・多様性の確保のため、教育職員の採用選考の実施時期及び回数等について、教育委員会による工夫改善の取組を促進すること。

右決議する。